

別表1（第5条、第7条関係）

2 令和5年5月8日以降に係る基準額及び対象経費等

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(1) 病床確保支援事業</p>	<p>病床確保料（1床当たり）</p> <p>ア 重点医療機関以外の病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床を確保する場合 97,000 円/日 ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000 円/日 ・ 上記以外の場合 16,000 円/日 <p>イ 重点医療機関である特定機能病院等</p> <p><稼働病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床を確保する場合 218,000 円/日 ・ HCU内の病床を確保する場合 106,000 円/日 ・ 上記以外の場合 37,000 円/日 <p><休止病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床を確保する場合 218,000 円/日 ・ HCU内の病床を確保する場合 106,000 円/日 ・ 療養病床を確保する場合 16,000 円/日 ・ 上記以外の場合 37,000 円/日 <p>※ 「特定機能病院等」とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p>	<p>医療機関の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等</p> <p>（当該病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床も含むものとする。）</p> <p>※ ただし、病床確保に係る経費について、陽性患者等を受け入れている期間は、本事業による補助の対象外とする。</p>	<p>10分の10</p>

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>ウ 重点医療機関である一般病院 <稼働病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICU内の病床を確保する場合 151,000 円/日 ・HCU内の病床を確保する場合 106,000 円/日 ・上記以外の場合 36,000 円/日 <p><休止病床の病床確保料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICU内の病床を確保する場合 151,000 円/日 ・HCU内の病床を確保する場合 106,000 円/日 ・療養病床を確保する場合 16,000 円/日 ・上記以外の場合 36,000 円/日 <p>※ 上記に係る休止病床については、稼働病床1床当たり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）を補助の上限とする。なお、休止病床については、当該病床を休止する前の区分により病床確保料を適用する。</p> <p>※ ICU・HCU 病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱とする。）。</p> <p>(2) 消毒経費等 知事が必要と認める額</p>		

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(8) 回復患者等搬送体制確保事業	(1) 患者搬送同乗者経費 医師（1人1時間当たり） 7,550円 医師以外の医療従事者 （1人1時間当たり） 2,760円 (2) 患者搬送費 実費額	賃金、報酬費、旅費 役務費（通信運搬費、 手数料、保険料）委託料	10分の10
(9) 新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助事業	総事業費の上限 4,500,000円 (1) 新型コロナウイルス感染症患者の入院に対応するための院内感染拡大防止費 又は入院受入体制確保費 実費額 (2) 新型コロナウイルス感染症患者の入院体制を確保するため、通常以上の看護師又は介護職員の人員配置を行った場合の 人件費（ただし、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床で勤務した時間に 限る） （1人1時間当たり） 2,760円	(1) 委託料、賃借料、使用料、報酬費、備品購入費、消耗品費、その他、都が 必要と認める費用 ただし、医療施設施設・設備整備費補助事業の対象経費を除く (2) 賃金、報酬費 ただし、病床確保支援事業の対象経費を除く	10分の10

※(4) 医療施設・設備整備費補助事業の事業者別申請可能機器一覧

対象施設	対象機器等									
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
実施要綱第3条の(4)のイの(ア)に掲げる施設		○	○		○		○		○	
実施要綱第3条の(4)のイの(イ)に掲げる施設	○	○	○	○	○	○	○	○		○